

Ⅱ 届出事項関係（法第6条第2項）

大規模小売店舗届出書

令和7年5月13日

富山県知事 殿

富山フューチャー開発株式会社
代表取締役 小杉 茂樹
富山市婦中町下轡田165番地の1

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フューチャーシティ ファボーレ2
所在地 富山市婦中町速星123番地の1 ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前)
10,333㎡
(変更後)
15,293㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置と収容台数

(変更前)

駐車場	位 置	収容台数
駐車場①	建物東側(別添図面3-1-①)	500台

(変更後)

駐車場	位 置	収容台数
駐車場①	建物東側(別添図面3-2-①)	506台
駐車場②	敷地北側(別添図面3-2-①)	107台
合 計		613台

②駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

フューチャーシティ・ファボーレ来客用駐輪場 1 (400 台) を共有する
別添図面 3-1-②

(変更後)

位 置		収容台数
フューチャーシティ・ファボーレ 来客用駐輪場	建物東・西・南東側 (別添図面 3-2-②)	370 台
来客用駐輪場①	店舗③建物北側(別添図面 3-2-②)	48 台
来客用駐輪場②	店舗⑤建物東側(別添図面 3-2-②)	30 台
合 計		448 台

フューチャーシティ・ファボーレの来客用駐輪場は、平成 31 年 1 月 31 日付にて 370 台の変更届出済

③荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置		面 積
荷さばき施設①	店舗①建物北側 (別添図面 3-1-①)	50 m ²
荷さばき施設②	店舗②建物北側 (別添図面 3-1-①)	45 m ²
荷さばき施設③	店舗③建物北側 (別添図面 3-1-①)	54 m ²
荷さばき施設④	店舗④建物北側 (別添図面 3-1-①)	20 m ²
合 計		169 m ²

(変更後)

位 置		面 積
荷さばき施設①	店舗①建物北側 (別添図面 3-2-①)	50 m ²
荷さばき施設②	店舗②建物北側 (別添図面 3-2-①)	45 m ²
荷さばき施設③	店舗③建物北側 (別添図面 3-2-①)	54 m ²
荷さばき施設④	店舗④建物北側 (別添図面 3-2-①)	20 m ²
荷さばき施設⑤	店舗⑤建物西側 (別添図面 3-2-①)	60 m ²
合 計		229 m ²

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置		容 量
廃棄物等保管施設①	店舗①建物北側 (別添図面 3-1-①)	31m ³
廃棄物等保管施設②	店舗②建物北側 (別添図面 3-1-①)	60m ³
廃棄物等保管施設③	店舗③建物北側 (別添図面 3-1-①)	90m ³
廃棄物等保管施設④	店舗③建物北側 (別添図面 3-1-①)	68m ³
廃棄物等保管施設⑤	店舗④建物北側 (別添図面 3-1-①)	66m ³
合 計		315m ³

(変更後)

位 置		容 量
廃棄物等保管施設①	店舗①建物北側 (別添図面 3-2-①)	25m ³
廃棄物等保管施設②	店舗②建物北側 (別添図面 3-2-①)	26m ³
廃棄物等保管施設③	店舗③建物北側 (別添図面 3-2-①)	60m ³
廃棄物等保管施設④	店舗③建物北側 (別添図面 3-2-①)	30m ³
廃棄物等保管施設⑤	店舗④建物北側 (別添図面 3-2-①)	42m ³
廃棄物等保管施設⑥	店舗⑤建物西側 (別添図面 3-2-①)	21m ³
合 計		204m ³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

午前 9 時～午後 9 時

(変更後)

午前 9 時～午後 9 時 4 5 分

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	荷さばきを行うことが出来る時間帯
荷さばき施設①	午前 10 時から午後 4 時まで
荷さばき施設②	午前 8 時から午後 6 時まで
荷さばき施設③	午前 7 時から午後 4 時まで
荷さばき施設④	午前 10 時から午後 4 時まで

(変更後)

荷さばき施設	荷さばきを行うことが出来る時間帯
荷さばき施設①	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設②	
荷さばき施設③	
荷さばき施設④	
荷さばき施設⑤	

3 変更する年月日

令和 8 年 1 月 14 日

4 変更する理由

- 2-(1) 建物を増築及び倉庫の一部を店舗売場とするため
- 2-(2) ①②③ 店舗を増築及び配置計画の変更のため
- 2-(2) ④ 廃棄物等保管施設を適正な保管容量に改めるため
- 2-(3) 店舗運営計画を変更するため

III 添付書類関係（法第5条第2項）

- 1 法人にあってはその登記事項証明書 【規則第4条第1項第1号】
別添

- 2 主として販売する物品の種類

小売業者名		主として販売する物品	店舗面積
店舗①	株式会社アルペン	スポーツ用品 他	4,543 m ²
店舗②	DCM株式会社	D I Y用品 他	2,649 m ²
店舗③	未定	未定	4,298 m ²
店舗④	株式会社北信タイヤサービス	車関連用品	264 m ²
店舗⑤	株式会社ニトリ（入店予定）	家具・インテリア用品 他	3,539 m ²

- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面【規則第4条第1項第3号】

- (1) 建物配置図 別添 図面3-1（変更前）3-2（変更後） 参照
(2) 各階平面図 別添 図面4-1（変更前）4-2（変更後） 参照

- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

- (1) 必要駐車台数算出根拠(指針による計算の場合、次の表を用いることができます)
(変更前)

項目		各項目算出のための計算式等
行政人口	402 千人	令和7年4月末日の住民基本台帳
地区の区分	商業地区	<u>商業地区</u> ・ その他地区
S：店舗面積	10.333 千m ²	小数点第3位まで記入
A：店舗面積当たり日来店客数 原単位	1,293 人／千m ²	人口40万人以上 1,500-20S
B：ピーク率	14.4%	
L：駅からの距離 ※1	1,000m	駅名：J R 高山本線 速星駅
C：自動車分担率	40%	人口40万人以上 100万人未満
D：平均乗車人員	2.02 人／台	1万m ² 以上 2万m ² 未満 1.5+0.05S
E：平均駐車時間係数	1.428	1万m ² 以上 2万m ² 未満 (65+2S) ÷ 60
必要な駐車場台数	545 台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
ピーク1時間の発生台数	381 台	$A \times S \times B \times C \div D$
届出の駐車場台数	500 台	

- (変更後・ニトリ棟を含む施設全体の届出面積での指針による計算台数)

項目		各項目算出のための計算式等
行政人口	402 千人	令和7年4月末日の住民基本台帳
地区の区分	商業地区	<u>商業地区</u> ・ その他地区
S：店舗面積	15.293 千m ²	小数点第3位まで記入
A：店舗面積当たり日来店客数 原単位	1,194 人／千m ²	人口40万人以上 1,500-20S

B：ピーク率	14.4%	
L：駅からの距離 ※1	1,000m	駅名：J R 高山本線 速星駅
C：自動車分担率	40%	人口 40 万人以上 100 万人未満
D：平均乗車人員	2.26 人／台	1 万㎡以上 2 万㎡未満 1.5+005S
E：平均駐車時間係数	1.593	1 万㎡以上 2 万㎡未満 (65+2S) ÷ 60
必要な駐車場台数	740 台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
ピーク 1 時間の発生台数	464 台	$A \times S \times B \times C \div D$

(変更後・ニトリ棟を除く店舗面積での指針による計算台数)

項目		各項目算出のための計算式等
行政人口	405 千人	令和 7 年 4 月末日の住民基本台帳
地区の区分	商業地区	<u>商業地区</u> ・ その他地区
S：店舗面積	11.754 千㎡	小数点第 3 位まで記入
A：店舗面積当たり日来店客数 原単位	1,265 人／千㎡	人口 40 万人以上 1,500-20S
B：ピーク率	14.4%	
L：駅からの距離 ※1	1,000m	駅名：J R 高山本線 速星駅
C：自動車分担率	40%	人口 40 万人以上 100 万人未満
D：平均乗車人員	2.09 人／台	1 万㎡以上 2 万㎡未満 1.5+005S
E：平均駐車時間係数	1.475	1 万㎡以上 2 万㎡未満 (65+2S) ÷ 60
必要な駐車場台数	605 台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
ピーク 1 時間の発生台数	410 台	$A \times S \times B \times C \div D$

(2) 特別な事情による駐車台数の算出

増床する店舗であるニトリは、大きな展示・陳列スペースを要する家具インテリア専門店という業態から、「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針（以下、「指針」と示す。）」に特別な事情として例示されているとおり、「店舗面積に比して 1 日に来店する客数が極端に少ない場合等当該店舗の特性により指針の日来客数原単位を用いることが著しく不適当な場合」に該当すると考えられる。

増床店舗は、全国的に店舗を展開しており大店立地法施行後の店においては、その来店動向を把握するため可能な限り来場の実態調査を実施してきた。その結果、店舗に必要な駐車場の収容台数は、指針で定められた算出式による台数と比して明らかに少ないという結果となっている。

以上のことから、類似する県内の既存店の実績より、指針の「特別な事情」として例示されている「店舗面積当たり日来店客原単位」については、既存類似店舗の日祭日の年間平均値より、富山店実績を採用し 370 人/千㎡とする。

比較検討した県内既存類似店舗は下記の通り

店舗名	富山店	滑川店	砺波店	高岡店	当店舗
所在都市	富山市	滑川市	砺波市	高岡市	富山市
行政人口（千人）	402	33	47	163	402
店舗面積（㎡）	6,500	3,528	2,311	5,271	3,539
日来客数（人/日） （※年間日祭日平均）	2,405	1,004	770	1,475	—
日来店客数原単位 （人/千㎡）	370	285	333	280	370

※2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日の日祭日の来客平均人数

(3) ニトリ店舗のみ特別な事情を採用し、その他物販店舗を指針による必要台数の算出

①物販店舗③の増床における必要駐車台数

(1) (ニトリ棟を除く変更後) より、物販店舗③増床による指針に基づく新たに
必要な駐車場台数は

605 台 (増床後の必要駐車場台数) - 545 台 (増床前の必要駐車場台数)
= **60 台** (増床にあたって新たに確保する必要がある台数)

②ニトリ店舗の増床における必要駐車台数

(1) (ニトリ棟を含む変更後) で算出した指針値のうち、且来店客原単位以外を採用し
て増床に伴う必要台数を以下にて算出する。

$370 \text{ 人/千} \text{ m}^2 \times 3.539 \text{ m}^2 \times 14.4\% \times 40\% \div 2.26 \times 1.593 = \underline{\underline{53 \text{ 台}}}$

よって、増床に伴う必要駐車場台数は上記①の 60 台と②の 53 台を合わせた **113 台**
となり、

増床後の施設全体の必要駐車場台数は

500 台 (届出台数) + 113 台 = **613 台** とする。

また、増床に伴う新たな発生交通車両台数は、
ピーク 1 時間当たり

①は 410 台/時 - 381 台/時 = **29 台/時**

②は 53 台 ÷ 1.593 (平均駐車時間係数) = **33 台/時**

(4) 小売店舗と駐車場を共有する併設施設がある場合

ア 併設施設を含めた必要駐車台数を算出する場合

・ 小売店舗と利用者層が同一の併設施設面積 (S) の合計

(s)	1,482 m ²	S (店舗面積) × 0.2	3,059 m ²	(s) ≤ S × 0.2
-----	----------------------	----------------	----------------------	---------------

併設施設の割合は小売店舗面積の 2 割以内となる。

※ ココス 296 m²、カルビ大将 286 m²、梅の花 900 m²

(5) その他の駐車場の状況

従業員等 (業務用を含む) 駐車場

区分 (例示)	必要駐車台数	備 考 (台数算定根拠等)
従業員駐車場	62 台	隣接するフューチャーシティ・ファボーレ の従業員用駐車場含めて利用するため、 状充足しています。
業務用駐車場	0 台	
臨時駐車場 他	0 台	
商品等の搬出入用駐車場	0 台	
合 計	62 台	

(6) その他、参考とした事項があれば記載

積雪時には、開店までには平面駐車場の除雪を行っています。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項【規則第 4 条第 1 項第 5 号】

(1) 駐車場の自動車の出入口の形式

① 駐車場の入庫処理能力

自走式で発券ブース等のない駐車場のため該当なし。

② 敷地内駐車待ちスペース

出入口 の場所	駐車待ち スペース の有無	実際に用意す る駐車待ちス ペース	発券ブー スの有無	必要な駐車待ち スペース		駐車待ちスペー ス「無」の場合 その理由・対策
				長さ	算出根拠	
入口①	有・無	40m	有・無	-	※	現在、繁忙時でも駐車場入場待ち状況はありません。繁忙時には、必要に応じて適宜出入口付近に交通誘導員を配置し、スムーズな入場に努めています。
出入口 ①②	有・無	20m				

増床後の来客車両台数合計は

381 台（変更前面積指針）＋29 台（店舗③増床）＋33 台（ニトリ増床）＝443 台

※入口に必要な駐車待ちスペース＝

$$\begin{aligned}
 & ((\text{当該入口の 1 分当りの来台数} \times 1.6) - \text{当該入口の 1 分当り入庫処理可能台数}) \\
 & \times 6(\text{m: 平均車頭間隔}) \text{より以下の通り算出する} \\
 & ((443 \text{ 台} \div 3 (\text{入口 3 箇所}) \div 60 \text{ 分}) \times 1.6 - (60 \text{ 秒} \div 8 \text{ 秒})) \times 6\text{m} \\
 & = \triangle 21.4\text{m} < 0\text{m}
 \end{aligned}$$

(2) 来客の自動車の方向別台数の予測の結果

予測方法	計画地周辺の主要交差点の現況交通量に、店舗増床に依り新たに発生する予測来店車両台数を加算して、交差点需要率・車線混雑度を算出した。
予測の根拠	別添「交通計画報告書」参照
予測結果	別添「交通計画報告書」参照

(3) 敷地周辺の道路の状況

別添 図面 2 参照

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法【規則第 4 条第 1 項第 6 号】

(1) 周辺見取図に来客の自動車の案内経路及び経路を来店者に知らせる方法を表示した図面

別添 図面 2、5 参照

(2) 経路等を来店者に知らせる方法

項目	具体的な方法
案内表示（看板）の設置	各出入口に案内看板を設置します。
ちらし等の配布	売出し日、イベント開催時の各店チラシによる告知
交通整理員の配置	繁忙日の繁忙時には、出入口を中心に交通誘導員を適宜配置
その他	特に繁忙する日時については、交通誘導員の臨時増員体制を取ります

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯【規則第4条第1項第7号】

	荷さばき施設①		荷さばき施設②		荷さばき施設③	
時間帯	車両 t × 台数	平均的な 荷さばき 処理時間	車両 t × 台数	平均的な 荷さばき 処理時間	車両 t × 台数	平均的な 荷さばき 処理時間
6:00～7:00					4 t 1 台	20 分
7:00～8:00			4 t 1 台	40 分		
8:00～9:00					4 t 1 台	20 分
9:00～10:00	4 t 1 台	30 分	2 t 1 台	30 分	4 t 1 台	20 分
10:00～11:00			4 t 1 台		4 t 1 台	20 分
11:00～12:00						
12:00～13:00	4 t 1 台	30 分				
13:00～14:00			2 t 1 台	30 分		
14:00～15:00					4 t 1 台	20 分
15:00～16:00			4 t 1 台	40 分		
16:00～17:00						
17:00～22:00			4 t 1 台	40 分	4 t 1 台	20 分
合計	4 t 2 台		2 t 2 台 4 t 4 台		4 t 6 台	

	荷さばき施設④		荷さばき施設⑤	
時間帯	車両 t × 台数	平均的な 荷さばき 処理時間	車両 t × 台数	平均的な 荷さばき 処理時間
6:00～7:00			4 t 1 台	15 分
7:00～8:00				
8:00～9:00	2 t 1 台	10 分		
9:00～10:00			10 t 1 台	30 分
10:00～11:00	2 t 1 台	10 分	4 t 1 台	15 分
11:00～12:00				
12:00～13:00	2 t 1 台	10 分		
13:00～14:00			4 t 1 台	15 分
14:00～15:00	2 t 1 台	10 分		
15:00～16:00			4 t 1 台	15 分
16:00～17:00				
17:00～22:00	2 t 1 台	10 分	4 t 1 台	15 分
合計	2 t 5 台		4 t 5 台 10 t 1 台	

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面【規則第4条第1項第8号】

遮音壁の有無	高さ	備考（位置）
☐ ・有	—	—

- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面【規則第4条第1項第9号】

項 目	設置の有無	稼働時間帯	位置
冷却塔	無	—	別添図面 6 参照
室外機	有	午前 8 時から午後 10 時まで	
送風機	有	午前 8 時から午後 10 時まで	
キュービクル	有	24 時間	
冷温水発生機	無	—	

- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
(1) 昼間の等価騒音レベルの予測

昼間 (6:00～22:00) の 等価騒音レベル	A 地点	1 階	52dB	D 地点	1 階	50dB
		2 階	52dB		2 階	50dB
	B 地点	1 階	52dB	E 地点	1 階	48dB
		2 階	52dB			
	C 地点	1 階	52dB	F 地点	1 階	48dB
		2 階	52dB		2 階	48dB
地域の類型	A 地点	A 類型		D 地点	A 類型	
	B 地点	C 類型		E 地点	B 類型（4 車線）	
	C 地点	C 類型		F 地点	B 類型（2 車線）	
環境基準	A 地点	55dB		D 地点	55dB	
	B 地点	60dB		E 地点	55dB	
	C 地点	60dB		F 地点	55dB	
予測地点	選 定 理 由					
A 地点	車両走行音、荷さばき及び廃棄物収集作業音の影響が大きくなる、計画店舗西側に道路を挟んで立地する 2 階建て住居を対象とした。					
B 地点	設備稼働音、荷さばき及び廃棄物収集作業音の影響が大きくなる、計画店舗西側に道路を挟んで立地する 2 階建て住居を対象とした。					
C 地点	荷さばき及び廃棄物収集作業音の影響が大きくなる、計画店舗西側に道路を挟んで立地する 2 階建て住居を対象とした。					
D 地点	荷さばき及び廃棄物収集作業音の影響が大きくなる、計画店舗西側に道路を挟んで立地する駐車場を対象とした。					
E 地点	車両走行音の影響が大きくなる、計画店舗南側に道路を挟んで立地する商業施設を対象とした。					
F 地点	車両走行音の影響が大きくなる、計画店舗北東側に道路を挟んで立地する 2 階建て住居を対象とした。					
予測地点	評 価					
A 地点	全ての予測地点にて、「騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）」に適合					
B 地点						
C 地点						
D 地点						
E 地点						
F 地点						

※詳細は、別添「騒音予測報告書」参照

(2) 夜間の等価騒音レベル

(22:00～6:00) の 等価騒音レベル	A 地点	1 階	28dB	D 地点	1 階	20dB
		2 階	28dB		2 階	20dB
	B 地点	1 階	19dB	E 地点	1 階	9dB
		2 階	19dB			
	C 地点	1 階	17dB	F 地点	1 階	16dB
		2 階	17dB		2 階	16dB
地域の類型	A 地点	A 類型		D 地点	A 類型	
	B 地点	C 類型		E 地点	B 類型（4 車線）	
	C 地点	C 類型		F 地点	B 類型（2 車線）	
環境基準	A 地点	45dB		D 地点	45dB	
	B 地点	50dB		E 地点	45dB	
	C 地点	50dB		F 地点	45dB	
予測地点	選 定 理 由					
A 地点	車両走行音、荷さばき及び廃棄物収集作業音の影響が大きくなる、計画店舗西側に道路を挟んで立地する 2 階建て住居を対象とした。					
B 地点	設備稼働音、荷さばき及び廃棄物収集作業音の影響が大きくなる、計画店舗西側に道路を挟んで立地する 2 階建て住居を対象とした。					
C 地点	荷さばき及び廃棄物収集作業音の影響が大きくなる、計画店舗西側に道路を挟んで立地する 2 階建て住居を対象とした。					
D 地点	荷さばき及び廃棄物収集作業音の影響が大きくなる、計画店舗西側に道路を挟んで立地する駐車場を対象とした。					
E 地点	車両走行音の影響が大きくなる、計画店舗南側に道路を挟んで立地する商業施設を対象とした。					
F 地点	車両走行音の影響が大きくなる、計画店舗北東側に道路を挟んで立地する 2 階建て住居を対象とした。					
予測地点	評 価					
A 地点	全ての予測地点にて、「騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）」に適合					
B 地点						
C 地点						
D 地点						
E 地点						
F 地点						

※詳細は、別添「騒音予測報告書」参照

- 1 1 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及び算出根拠（自敷地境界）

騒音レベルの 最大値	a 地点	1 階	31.7dB	c 地点	1 階	15.2dB
		2 階	30.3dB		2 階	15.1dB
	b 地点	1 階	19.5dB	d 地点	1 階	39.1dB
		2 階	19.7dB		2 階	34.2dB
区域の区分	a 地点	第二種区域		c 地点	第三種区域	
	b 地点	第三種区域		d 地点	第二種区域	
規制基準	a 地点	40dB		c 地点	50dB	
	b 地点	50dB		d 地点	40dB	
予測地点	選 定 理 由					
a 地点	店舗西側の敷地境界で設備稼働音の影響が大きくなる地点を対象とした。					
b 地点	店舗西側の敷地境界で設備稼働音の影響が大きくなる地点を対象とした。					
c 地点	店舗西側の敷地境界で設備稼働音の影響が大きくなる地点を対象とした。					
d 地点	店舗西側の敷地境界で設備稼働音の影響が大きくなる地点を対象とした。					
予測地点	評 価					
a 地点	「騒音規制法における夜間の規制基準」に適合					
b 地点						
c 地点						
d 地点						

※詳細は、別添「騒音予測報告書」参照

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠【規則第4条第1項第12号】

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

店舗①

業態	スポーツ用品店							
廃棄物種別	S：店舗面積 4,543 m ²		A：1日当たりの廃棄物排出量 (指針原単位×S)	B：平均保管日数	C：見かけ比重 (t/m ³)	排出予測量 A×B÷C	届出容量	位置
紙製 廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	4.453 千m ²	(0.945 t)	1 日	0.10	9.450m ³	25m ³	別添図面 3－2－ ① 参照 廃棄物等 保管施設 ①
	6,000 m ² 超の部分	—	—					
		4.543 千m ²	計 0.945 t					
金属製 廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	4.453 千m ²	(0.032 t)	1 日	0.10	0.320m ³		
	6,000 m ² 超の部分	—	—					
		4.543 千m ²	計0.032 t					
ガラス製 廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	4.453 千m ²	(0.027 t)	1 日	0.10	0.270m ³		
	6,000 m ² 超の部分	—	—					
		4.543 千m ²	計0.027 t					
プラスチック製 廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	4.453 千m ²	(0.091 t)	1 日	0.01	9.100m ³		
	6,000 m ² 超の部分	—	—					
		4.543 千m ²	計0.091 t					
生ごみ等	6,000 m ² 以下の部分	4.453 千m ²	(0.768 t)	1 日	0.55	1.396m ³		
	6,000 m ² 超の部分	—	—					
		4.543 千m ²	計 0.768 t					
その他の可燃性 廃棄物等		4,543 千m ²	(0.245 t)	1 日	0.38	0.645m ³		
			合計			21.181m ³	25m ³	

店舗②

業態	ホームセンター店							
廃棄物種別	S：店舗面積 2,649 m ²		A：1日当たりの廃棄物排出量 (指針原単位×S)	B：平均保管日数	C：見かけ比重 (t/m ³)	排出予測量 A×B ÷C	届出容量	位置
紙製 廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	2.649 千m ²	(0.551 t)	1 日	0.10	5.510m ³	26m ³	別添図面 3－2－① 参照 廃棄物等 保管施設 ②
	6,000 m ² 超の部分	—	—					
		2.649 千m ²	計 0.551 t					
金属製 廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	2.649 千m ²	(0.019 t)	1 日	0.10	0.190m ³		
	6,000 m ² 超の部分	—	—					
		2.649 千m ²	計0.019 t					
ガラス製 廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	2.649 千m ²	(0.016 t)	1 日	0.10	0.160m ³		
	6,000 m ² 超の部分	—	—					
		2.649 千m ²	計0.016 t					
プラスチック製 廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	2.649 千m ²	(0.053 t)	1 日	0.01	5.300m ³		
	6,000 m ² 超の部分	—	—					
		2.649 千m ²	計0.053 t					
生ごみ等	6,000 m ² 以下の部分	2.649 千m ²	(0.448 t)	1 日	0.55	0.815m ³		
	6,000 m ² 超の部分	—	—					
		2.649 千m ²	計 0.448 t					
その他の可燃性 廃棄物等		2.649 千m ²	(0.143 t)	1 日	0.38	0.376m ³		
			合計			12.351m ³	26m ³	

店舗③

業態	未定							
廃棄物 種別	S：店舗面積 4,298 m ²		A：1日当 りの廃棄物排 出量 (指針原単位 × S)	B： 平均保 管日数	C： 見かけ 比重 (t/m ³)	排出予 測量 A×B ÷ C	届出 容量	位置
紙製 廃 棄 物 等	6,000 m ² 以下 の部分	4.298 千 m ²	(0.894 t)	1 日	0.10	8.940m ³	60m ³	別添図面 3－2－① 参照 廃棄物等 保管施設 ③
	6,000 m ² 超 の部分	—	—					
		4.298 千 m ²	計 0.894 t					
金属製 廃 棄 物 等	6,000 m ² 以下 の部分	4.298 千 m ²	(0.030 t)	1 日	0.10	0.300m ³		
	6,000 m ² 超 の部分	—	—					
		4.298 千 m ²	計0.030 t					
ガ ラ ス 製 廃 棄 物 等	6,000 m ² 以下 の部分	4.298 千 m ²	(0.026 t)	1 日	0.10	0.260m ³		
	6,000 m ² 超 の部分	—	—					
		4.298 千 m ²	計0.026 t					
プ ラ ス チック 製 廃 棄 物等	6,000 m ² 以下 の部分	4.298 千 m ²	(0.086 t)	1 日	0.01	8.600m ³		
	6,000 m ² 超 の部分	—	—					
		4.298 千 m ²	計0.086 t					
生 ご み 等	6,000 m ² 以下 の部分	4.298 千 m ²	(0.726 t)	1 日	0.55	1.320m ³	30m ³	別添図面 3－2－① 参照 廃棄物等 保管施設 ④
	6,000 m ² 超 の部分	—	—					
		4.298 千 m ²	計 0.726 t					
そ の 他 の 可 燃 性 廃 棄 物等		4.298 千 m ²	(0.232 t)	1 日	0.38	0.611m ³		
			合計			20.031m ³	90m ³	

店舗④

業態	車関連用品店							
廃棄物 種別	S：店舗面積 264 m ²		A：1日当 たりの廃棄物排 出量 (指針原単位 × S)	B： 平均保 管日数	C： 見かけ 比重 (t/m ³)	排出予 測量 A×B ÷ C	届出 容量	位置
紙製 廃 棄 物 等	6,000 m ² 以下 の部分	0.264 千m ²	(0.055 t)	1 日	0.10	0.550m ³	42m ³	別添図面 3－2－① 参照 廃棄物等 保管施設 ⑤
	6,000 m ² 超 の部分	—	—					
		0.264 千m ²	計 0.055 t					
金属製 廃 棄 物 等	6,000 m ² 以下 の部分	0.264 千m ²	(0.002 t)	1 日	0.10	0.02m ³		
	6,000 m ² 超 の部分	—	—					
		0.264 千m ²	計0.002 t					
ガ ラ ス 製 廃 棄 物 等	6,000 m ² 以下 の部分	0.264 千m ²	(0.002 t)	1 日	0.10	0.02m ³		
	6,000 m ² 超 の部分	—	—					
		0.264 千m ²	計0.002 t					
プ ラ ス チック 製 廃 棄 物等	6,000 m ² 以下 の部分	0.264 千m ²	(0.005 t)	1 日	0.01	0.500m ³		
	6,000 m ² 超 の部分	—	—					
		0.264 千m ²	計0.005 t					
生 ご み 等	6,000 m ² 以下 の部分	0.264 千m ²	(0.045 t)	1 日	0.55	0.082m ³		
	6,000 m ² 超 の部分	—	—					
		0.264 千m ²	計 0.045 t					
そ の 他 の 可 燃 性 廃 棄 物等		0.264 千m ²	(0.014 t)	1 日	0.38	0.037m ³		
			合計			1.209m ³	42m ³	

店舗⑤

業態	家具店							
廃棄物種別	S：店舗面積 3,539 m ²		A：1日当たりの廃棄物排出量 (指針原単位×S)	B：平均保管日数	C：見かけ比重 (t/m ³)	排出予測量 A×B÷C	届出容量	位置
紙製 廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	3.539 千m ²	(0.736 t)	1 日	0.10	7.360m ³	21m ³	別添図面 3－2－① 参照 廃棄物等 保管施設 ⑥
	6,000 m ² 超の部分	—	—					
		3.539 千m ²	計 0.736 t					
金属製 廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	3.539 千m ²	(0.025 t)	1 日	0.10	0.250m ³		
	6,000 m ² 超の部分	—	—					
		3.539 千m ²	計0.025 t					
ガラス製 廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	3.539 千m ²	(0.021 t)	1 日	0.10	0.210m ³		
	6,000 m ² 超の部分	—	—					
		3.539 千m ²	計0.021 t					
プラスチック製 廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	3.539 千m ²	(0.071 t)	1 日	0.01	7.100m ³		
	6,000 m ² 超の部分	—	—					
		3.539 千m ²	計0.071 t					
生ごみ等	6,000 m ² 以下の部分	3.539 千m ²	(0.598 t)	1 日	0.55	1.087m ³		
	6,000 m ² 超の部分	—	—					
		3.539 千m ²	計 0.598 t					
その他の可燃性 廃棄物等		3.539 千m ²	(0.191 t)	1 日	0.38	0.503m ³		
			合計			16.510m ³	21m ³	

(3) 小売店舗以外の併設施設からの廃棄物等の排出量予測
変更無し

iv 添付図面 (届出事項及び添付書類関係分)

- 図面 1 広域見取図
- 図面 2 周辺見取図兼騒音予測地点位置図
- 図面 3－1－① 建物配置図（変更前）
- 図面 3－1－② 建物配置図（変更前） 駐輪場図
- 図面 3－2－① 建物配置図（変更後）
- 図面 3－2－② 建物配置図（変更後） 駐輪場図
- 図面 4－1 各棟平面図【店舗①～④】（変更前）
- 図面 4－2－① 各棟平面図【店舗①～④】（変更後）
- 図面 4－2－② 各棟平面図【店舗⑤】
- 図面 5 入場・退場経路図
- 図面 6 騒音発生源位置図

Ⅴ 指針配慮事項

1 駐車場の計画

(1) 駐車場の設置に当たっての配慮

項 目	具体的な内容
自転車、歩行者等の動線分離	歩行者用通路を設置しています。
近隣居住者への騒音	極力住居から離れた場所に設置。
閉店時間中の駐車場管理方法	営業時間終了後、駐車場出入口を閉鎖します。
その他	積雪時には、営業開始時間までには除雪をある程度完了するようにし、適切に対応します。

(2) 交通への支障を回避するための方策等

交通への支障回避の方策	具体的な内容
案内表示の設置	各出入口に入口案内看板を設置しています。
交通整理員の配置	繁忙日の繁忙時間帯に、交通整理員を適宜配置しています。

2 駐輪場の計画

(1) 必要駐輪場台数の算出根拠

店舗③の増床に伴う必要駐輪場台数：店舗面積 $1,421 \text{ m}^2 \div 35 \text{ m}^2/\text{台}$ （参考値） $\div 41$ 台

店舗⑤の増床に伴う必要駐輪場台数：必要駐車場台数時に検証した日来店数原単位より、店舗⑤の駐輪場算出用基準店舗面積を

$370 \text{ 人}/\text{千 m}^2$ （他店舗実績値） $\div 1.194 \text{ 人}/\text{千 m}^2$ （立地法指針値） $\times 3.539 \text{ 千 m}^2$
 $= 1,086 \text{ m}^2$ と見做し、立地法参考値にて以下の通り算出する

$1,097 \text{ m}^2 \div 35 \text{ m}^2/\text{台}$ （参考値） $\div 31$ 台

フューチャーシティ・ファボーレ駐輪場 370 台を共用するため、当施設の必要駐輪場台数は 370 台 + 41 台 + 31 台 = 442 台とし、448 台を届出台数とします。

(2) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場 No.	駐輪場構造	収容台数	面積 ※
フューチャーシティ・ファボーレ駐輪場	平面式	370 台	421.8 m^2
駐輪場①		48 台	54.7 m^2
駐輪場②		30 台	34.2 m^2
合 計		448 台	510.7 m^2

※面積は $0.6 \times 1.9 \text{ m}$ にて計算しています。

(3) 駐輪場の管理体制等の配慮事項

項 目	具体的な内容等
出入口の配慮	交通整理員を適宜配置
整理員等の配置	配置場所：駐輪場付近 配置時間：9 時～20 時の間で適宜 人 数：1 人
営業時間外の管理等	警備員等が適宜巡回します。

(4) 駐輪場案内の表示方法

駐輪場案内看板又は路面表示にて告知。

3 荷さばき施設の計画

(1) 荷さばき施設の面積・構造

荷捌施設 No.	同時作業の可能な台数		待機スペースの有無・広さ	防音等の対応
	想定する車両の大きさ	台数		
荷さばき施設①	4t	2台	無	従業員に対して騒音抑制の意識徹底を図ります。
荷さばき施設②	4t	2台	無	
荷さばき施設③	4t	2台	無	
荷さばき施設④	2t	1台	無	
荷さばき施設⑤	10t	1台	無	

(2) 搬出入車両専用の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対 応 等
無	3箇所	ドライバーに対して、安全意識向上を働きかけ、低速にて走行するよう指導します。

4 経路の設定

設置者が行う交通対策等の予定

- ・経路の変更はありませんが、オープン時及び多客が予想される場合、交通誘導員等により来客車両の入出場誘導・場内整理を行い、交通安全・場内走行の円滑化を図ります。

5 その他の施設の配置及び運営方法に関する計画

(1) 歩行者の通行の利便の確保等のための計画

項 目	具 体 的 な 内 容 等
歩行者の通路確保のための対策	・歩行者用通路を確保し、歩行者の安全確保を図ります。 ・駐車場内は余裕ある車路幅を整備し、歩行者通行の安全を確保します。
夜間照明灯の設置	・駐車内及び車両出入口には適宜照明を配置します。 ・防犯上必要な照明については、閉店後も点灯します。

(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

廃棄物減量化及びリサイクル計画の予定及び概要	
・分別収集を徹底します。	
周辺住民への周知方法	
・特に無し	

(3) 防災対策への協力

防災協定等締結の有無	締結協定の内容
有	富山市災害時等協力事業所として登録しています。 主に災害時の非難所として提供。

(4) 防犯対策への協力

項 目	具体的な内容等
建物の死角等に防犯カメラ設備等の設置	・ 必要と思われる箇所に防犯カメラを設置します。
閉店時間等の駐車場の施錠及び警備員等による巡回等	・ 全店舗の営業時間終了後は、駐車場出入口をチェーン等にて施錠します。 ・ 閉店後は、警備員が適宜巡回します。
警察署との連携を図った緊急通報体制の整備	・ 必要に応じて所轄警察署とも連携を図り、防犯・非行防止に努めます。

6 騒音対策

(1) 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

項 目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の騒音対策	・ 荷さばき施設は十分なスペース確保により、荷さばき時間の短縮化に努めます。
荷さばき作業の騒音対策	・ 荷さばき作業は夜間の時間帯には行いません。また時間帯についても厳守するよう徹底します。 ・ 荷さばき車両のアイドリングストップを徹底します。 ・ 搬入業者には、静音化かつ短縮化に努めるよう、指導します。 ・ 店舗従業員に騒音を伴う作業・運営対応等に関する配慮の徹底を指導します。

(2) 野外におけるBGM（バック・グラウンド・ミュージック）、アナウンス等営業宣伝活動の予定

BGM等の使用
無

(3) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等における騒音対策

項 目	設置台数	騒音レベル(dB)	稼働時間	騒音対策等
冷却塔	—	—	—	低騒音型機器を導入します。
冷温水発生機	—	—	—	
換気口	94	29.5～63.5	8:00～22:00	
室外機(空調用)	70	52.0～65.0	8:00～22:00	
スピーカー	3	64.0～76.0	8:00～22:00	
キュービクル	5	46.0～54.5	24 時間	

(4) 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場 No	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
駐車場 ①②	床、排水蓋の段差を極力なくします。	アイドリングストップを表示等で呼び掛けるとともに、全店舗の営業時間以外はチェーン等にて施錠します。

(5) 廃棄物収集作業等にかかる騒音対策の概要

廃棄物回収場所の構造	回収時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
屋内型 廃棄物等保管施設 ①②③④⑤⑥	6 時～ 22 時	・ 廃棄物等保管施設を室内に設置し、回収時の作業音を抑制します。 ・ 廃棄物等保管施設と廃棄物等回収場所を近くに配置し、作業の短縮化を図ります。	・ 廃棄物収集作業は夜間には行いません。 ・ 店舗従業員に騒音を伴う作業・運営対応等に関する配慮の指導を行います。

(6) 緑地帯の設置等その他の対策

緑地帯の設置はありません。
周辺住民より、騒音に関する苦情等があれば、誠意を持って対応します。

7 廃棄物等の保管場所の計画

(1) 廃棄物保管施設の計画

No.	容量	面積	排出方法	洗浄設備	冷蔵設備等の有無	附属設備の概要	施設位置
廃棄物等保管施設①	25 m ³	12.5 m ²	業者委託	無	無	—	別添図面 3-2-① 参照
廃棄物等保管施設②	26 m ³	13.0 m ²	業者委託	無	無	—	
廃棄物等保管施設③	60 m ³	30.0 m ²	業者委託	無	無	—	
廃棄物等保管施設④	30 m ³	15.0 m ²	業者委託	無	無	—	
廃棄物等保管施設⑤	42 m ³	21.0 m ²	業者委託	無	無	—	
廃棄物等保管施設⑥	21 m ³	10.5 m ²	業者委託	無	無	—	

(2) リサイクル品（再利用対象物）保管施設の計画

No.	容量	面積	附属施設の概要	備考	施設位置
廃棄物等保管施設①	25 m ³	12.5 m ²	無	生ごみ・可燃性廃棄物と兼用	別添図面 3-2-① 参照
廃棄物等保管施設②	26 m ³	13.0 m ²	無		
廃棄物等保管施設③	60 m ³	30.0 m ²	無		
廃棄物等保管施設⑤	42 m ³	21.0 m ²	無		
廃棄物等保管施設⑥	21 m ³	10.5 m ²	無		

(3) その他特記すべき事項

項 目	具体的な内容
廃棄物等の分別の実施	分別収集を実施します。
中間処理時の悪臭対策	特に無し
保管施設の密閉性確保	保管施設は扉を設置し密閉性を確保します。
廃棄物の飛散防止対策	廃棄物に応じて、袋・缶・台車等に入れて保管します。

8 廃棄物等の運搬・処理計画

(1) 廃棄物等の処理の区分

分別する廃棄物の種類	敷地内処理	敷地内中間処理	敷地外処理	その他
紙製廃棄物等	—	—	○	—
金属製廃棄物等	—	—	○	—
ガラス製廃棄物等	—	—	○	—
プラスチック製廃棄物等	—	—	○	—
生ごみ等	—	—	○	—
その他可燃製廃棄物等	—	—	○	—

(2) 廃棄物等の運搬方法

項 目	紙製 廃棄物等	金属 製廃棄物 等	ガラス製 廃棄物等	プラスチック製 廃棄物等	生ごみ等	その他可 燃製廃棄 物等
運搬の方法	業者委託	業者委託	業者委託	業者委託	業者委託	業者委託
予定業者等	(株)シマダ	クリーン産業(株)				
運搬の頻度	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
運搬後の処分方法	リサイクル				焼却	

(3) 廃棄物等の減量・リサイクル計画

廃棄物の種類	A+B：発生予測 量（t/年）	A：ごみ処分量 （t/年）	B：資源化量 （t/年）	資源化後の 利用方法
紙製廃棄物等	1,161.07	0	1,161.07	再利用
金属製廃棄物等	39.42	0	39.42	再利用
ガラス製廃棄物等	33.58	0	33.58	再利用
プラスチック製廃棄物等	111.69	0	111.69	再利用
生ごみ等	943.53	943.53	0	焼却
その他可燃性廃棄物	301.13	301.13	0	焼却
合 計	2,590.42	1,244.66	1,345.76	

9 街並みづくり等への配慮に関する事項

(1) 街並みづくり・景観づくり等への配慮事項

・フューチャー商業集積地区計画による建築物の用途の制限及び建築物の壁面の位置の制限、建築物の高さの最高制限に対応しています。 ・富山県屋外広告物条例、及び富山市景観まちづくり条例に対応します。

(2) 夜間に屋外照明・広告塔照明を設置する場合の対策

点灯時間	日没時から営業終了まで
対策	近隣住居に直接照射しないよう配慮し、施設内付近を照射します。

10 その他の配慮事項 【地域貢献の自主的な取り組みについて記載】

項 目	具体的な内容	取り組みの有無
地域コミュニティへの参加・協力	地域の祭り、運動会、伝統行事等への参加・協力	有
	地域住民の交流場所を提供	有 (隣接のファボーレホール)
	地域のボランティア団体、NPO等の活動への参加・協力	有 (社会福祉協議会の募金活動協力)
	その他	—
環境保全活動への参加・協力	買い物袋持参運動等の廃棄物減量化対策	有
	トレイ、アルミ缶、牛乳パック等の回収・再資源化	無
	敷地内の緑化推進	無
	店舗周辺の清掃、美化運動	有(従業員等による清掃活動)
	省エネルギー型機器の導入	有
	その他	—
まちづくり活動への参加・協力	景観、街並みへの配慮	有
	交通安全運動への参加・協力	有 (富山西交通安全協会のビラ配り・啓蒙活動への協力)
	公共交通機関の利用推進	無
	店舗内、駐車場に防犯カメラを設置	有
	営業時間外に警備員の巡回	有
	災害時に避難場所、支援物資を提供	有
	その他	—
地域経済活性化の推進	商工会・商工会議所に参加	富山市南商工会
	商店街組織(商店街振興組合、事業協同組合、任意の商店街団体、商店街連盟等)に参加	無
	近隣商店街の共通商品券やポイントカード、共同売り出し等のイベントに参加・協力	無
	商店街の店舗運営等にノウハウを提供	無
	地元産品を販売、PR	無
	地元商業者のテナント入居	無
	従業員を地域から雇用	有
	その他	—
	その他	—
その他	店舗閉鎖時には早期の情報提供	—
	ユニバーサルデザインに配慮した店舗設計	有
	社会科見学や体験学習の受け入れ	無
	その他	—